

# 栃木県知事選挙

この一票 未来のつちぎへ プレゼント

栃木県知事選挙が、11月11日告示、11月28日投票の日程で執行されます。

投票日には、棄権せずに、あなたの貴重な一票を投票しましょう。

## 投票できる人

昭和59年11月29日以前に生まれた日本国民で、平成16年8月10日以前から引き続き上三川町に住所を有し、住民基本台帳に登録されている人

## 転入してきた人は

### ①県内からの転入者

平成16年8月11日以降に転入してきた人は、上三川町では投票することができませんが、前住所地の選挙時登録選挙人名簿に登録されていれば、その前住所地で投票することができません。

ただし、これに該当する人は、いずれかの市町村の長が発行する「引き続き栃木県の

区域内に住所を有する旨の証明書（無料）」又は「住民票の写し（前述の証明書に代えて発行する場合は無料）」をあらかじめ住民課総合窓口係で受け取り、前住所地の投票所の受付で提示してください。

また、期日前投票・不在者投票を行う場合も、投票用紙等の請求の手続きをする際に、この証明書等を提示しなければなりません。

### ②県外からの転入者

平成16年8月11日以降に県外の市区町村から転入してきた人は、今回の栃木県知事選挙については投票することができません。

## 町内での住所変更

10月31日までに町内で住所異動の届出をした人は、新しい住所の投票所で投票できます。11月1日以降に住所異動の届出をした人は、旧住所の投票所で投票してください。

## 入場券を忘れずに

入場券は、世帯ごとに封書で郵送します（1人世帯の人は葉書で郵送します）。投票する際には、お忘れのないようお願いします。

もし、入場券を紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

## 点字投票・代理投票

目の不自由な人には、点字器を用意しています。また、身体が不自由などの理由で字の書けない人は、投票所の係員が代筆します。いずれも投票所の係員に申し出てください。

## こんな投票は無効です

次のような投票は、せっかく投票しても無効になってしまいますので、気をつけて投票してください。

## 投票区・投票所・投票区域一覧（投票時間＝午前7時～午後8時）

投票区	投票所名	区 域
第1	本郷小学校体育館	上郷1区・上郷2区・上郷3区・上郷4区・上郷5区・東蓼沼東・東蓼沼西
第2	本郷中学校体育館	西蓼沼・中根・向川原・東汗東・東汗西・上文挾・西木代・露無
第3	本郷北小学校体育館	西汗上東・西汗上西・西汗下・磯岡・美里・青雲寮・本郷台団地第1・本郷台団地第2・ひがしはら
第4	坂上小学校体育館	三ツ家・常光坊・五分一・三村・坂上本田・坂上河原・三本木・雇用促進住宅南
第5	中央公民館大集会室	下町1区・下町2区・下町3区・下町4区・下町5区・下蒲生
第6	上三川町役場町民ホール	上町・峰町・上蒲生南・しらさぎ・マロニエプラザ・殿山寮・上三川寮・白鷺寮・並木
第7	上三川小学校体育館	中町・大町・東館北部・東館南部・泉町・井戸川・愛宕町・桃畑・睦淵・雇用促進住宅・友愛苑
第8	明治南小学校体育館	天神町・西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・川中子1区（1～199番地）・間の田・西浦・富士見台・県営住宅
第9	明治小学校体育館	大山第1・大山第2・大山第3・大山第4・上梁・川中子1区（200番地～）・川中子2区・下神主・上神主・鞘堂・ゆうきが丘第1・ゆうきが丘第2・ゆうきが丘第3・ゆうきが丘第4・ゆうきが丘第5・薄市・トータスホーム
第10	北小学校体育館	願成寺・上蒲生北・日産第1・日産第3・ペレンネ若松・川中子3区・石田下坪・西田南・西田北・島崎・石田上坪

- ・所定の用紙を用いないもの
- ・候補者でない者、又は候補者となることのできない者の氏名を記載したもの
- ・被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの

- ・2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- ・候補者の氏名のほかに他事を記載したもの
- ・候補者の氏名を自書しないもの
- ・どの候補者を記載したか確認できないもの
- ・白紙投票
- ・単に雑事を記載したもの
- ・単に記号、符号を記載したもの

**期日前投票・不在者投票  
「宣誓書（兼請求書）」の  
記載が必要です。」**

投票日当日に仕事、旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、一定の事由に該当が見込まれる人は、期日前投票をすることができます。

期間 11月12日(金)～27日(土)  
午前8時30分～午後8時  
場所 役場3階中会議室

また、長期出張等のため上三川町で期日前投票ができない人は、不在者投票をすることができますので、町選挙管

理委員会（以下「委員会」という。）にご相談ください（期間は、期日前投票の場合と同様です）。

**郵便等による不在者投票**

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ③ 介護保険法に規定する要介護者で介護保険の被保険者証（以下単に「被保険者証」という。）の要介護状態区分に要介護5と記載されている人

※右記に該当していても、障害の箇所や程度等により郵便等による不在者投票が認められない場合があります（郵便等投票が認められる範囲は、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳に記載されている等級によって異なります）ので、詳しくは委員会までお問い合わせください。

※代理記載制度の利用を希望する人は、委員会までお問い合わせください。  
なお、郵便等により投票を

する場合には、「郵便等投票証明書（以下「証明書」という。）」が必要です。証明書の有効期限は、①及び②に該当する人については交付の日から7年、③に該当する人は交付の日から被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までです。証明書の交付を希望又は交付済みの証明書の有効期限が過ぎている等紛失している等の場合は、早めに委員会に申請等の手続きをしてください。

また、郵便等による不在者投票の請求の期限は、投票日の4日前まで（11月24日(水)の午後5時まで）です。

**入院（所）中の人は**

栃木県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院（所）中の人は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくは、入院（所）先の施設又は、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

**▼問い合わせ先**

上三川町選挙管理委員会  
☎9116

**投票所のご案内**



# 上三川町職員の給与等の状況

町職員の給与等についてお知らせします。

町職員の給与は、地方公務員法に基づき議会の議決を経て、条例で定められています。

## ① 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人権費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
平成15年度	30,809人 (平成16年4月1日現在)	9,435,832千円	317,016千円	1,934,721千円	20.5%	20.5%

※人件費には、町長、助役等の特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

## ② 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たりの 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成16年度	220人	927,645千円	126,919千円	381,696千円	1,436,260千円	6,528千円

※職員手当に退職手当は含みません。

## ③ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成16年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
町職員	368,800円	43.8歳	299,000円	49.0歳

※一般行政職とは内部事務等に従事する事務職員です。

※技能労務職とは運転手、公仕、給食調理員などです。

## ④ 職員の初任給の状況（平成16年4月1日現在）

区分	町職員	
一般行政職	大学卒	160,200円
	高校卒	138,800円



## ⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成16年4月1日現在）

区分		経験年数		
		7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	273,200円	315,000円	362,000円
	高校卒	190,200円	256,500円	332,400円
技能労務職		198,900円	227,300円	265,600円

※経験年数とは採用後の勤続年数です。

## ⑥ 一般行政職の級別職員数の状況（平成16年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務の内容	主事補 技師補	主事 技師	主事 技師	主事 主査 係長	主査 係長 副主幹 課長補佐	副主幹 課長補佐	副主幹 課長補佐 主幹 課長	課長	
職員数	3人	7人	10人	24人	16人	19人	64人	14人	157人
構成比	1.9%	4.5%	6.4%	15.3%	10.2%	12.1%	40.7%	8.9%	100%

※級は町給与条例に基づく給料表の区分です。

※標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する職務です。



### 7 期末・勤勉手当（平成15年度）〔国と同率〕

	期末手当	勤勉手当
6月期	1.55月分	0.7月分
12月期	1.45月分	0.7月分
計	3.0月分	1.4月分
職務上の段階、職務の級等による加算措置有り		

### 8 退職手当（平成15年度）〔国と同率〕

勤続年数	支給率	
	自己都合	勸奨・定年
20年	21.0月分	28.0875月分
25年	33.75月分	44.335月分
35年	47.5月分	60.99月分
最高限度額	60.0月分	60.99月分

※定年前早期退職特例措置として、2～20%の加算があります。



### 9 特殊勤務手当の状況（平成15年度）

特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	0.0%
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	0千円
	手当の種類（手当数）	行旅死病人等取扱従事 伝染病防疫作業従事 以上2手当

※特殊勤務手当とは、危険、不快な業務に従事した職員に対して支給される手当です。

### 10 時間外勤務手当の状況（平成15年度）

時間外勤務手当	支給総額	29,070千円
	職員一人当たり平均支給年額	155千円

### 12 住居手当（平成15年度）〔国と同額〕

住居手当（月額）	①持家	1,000円 （新築5年以内は2,500円）
	②借家	27,000円以内

※住宅を所有及び借り受けている職員に支給されます。

### 11 扶養手当（平成15年度）〔国と同額〕

扶養手当（月額）	①配偶者	13,500円
	②子・父母等の扶養親族の内2人まで（扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族）	6,000円 (6,500円)
	③その他の扶養親族	5,000円
	④加算額 （満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子）	5,000円

※扶養手当とは、要件に該当する扶養親族のいる職員に支給されます。

### 13 通勤手当の状況（平成16年4月1日現在）

通勤手当（月額）	①交通機関	定期券相当額
	②交通用具	2,000円から17,200円

※通勤距離が片道2km以上ある職員に支給されます。



### 14 特別職の報酬等の状況（平成16年4月1日現在）

区分	町長	助役	収入役	議長	副議長	議員
報酬等月額 （平成16年4月1日現在）	78万円	62万円	60万円	35万円	28万円	25.5万円
期末手当 （平成15年度支給割合）	3.3月			3.3月		

# 町職員数の状況

## 1 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由 〔 ( ) 内の数字は増減数 〕
		平成 15 年	平成 16 年		
一般行政部門	議 会	3	3		
	総務企画	47	46	▲1	市町合併推進に伴う業務増(1) 保健福祉施設関係業務を民生部門へ移管(▲2)
	税 務	15	15		
	民 生	49	52	3	保健福祉施設関係業務を総務企画部門から移管(2) 保健福祉施設関係業務の業務増(1)
	衛 生	20	17	▲3	清掃関係の業務の縮小・民間委託(▲2) 保健衛生業務の欠損不補充(▲1)
	農林水産	16	16		
	商 工	3	3		
	土 木	20	20		
	小 計	173	172	▲1	
特別行政部門	教 育	50	50		
	小 計	50	50		
公営企業等 会計部門	水 道	7	7		
	下 水 道	9	9		
	そ の 他	10	10		
	小 計	26	26		
合 計		249	248	▲1	

- 注) 1. 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
2. 一般行政部門とは、特別行政部門、公営企業等会計部門を除く全職員の分類をいいます。  
特別行政部門とは、教育・警察・消防関係の職員の分類をいい、本町では教育関係職員のみとなります。  
公営企業等会計部門とは、水道・下水道・その他(国民健康保険、介護保険等)関係の職員の分類をいいます。

## 2 定員適正化計画の進捗状況

(各年4月1日現在)

部 門	年	12	13	14	15	16	17	13~17計
		計 画						
計 画	増減数		▲1	▲5	▲7	▲1	▲3	▲17
	職員数	263	262	257	250	249	246	
実 績	増減数		▲1	▲5	▲8	▲1		
	職員数		262	257	249	248		

※13~17年で17名を減する計画です。

▼問い合わせ先＝総務課 行政管理係 ☎9116

# 国民健康保険 標準負担額減額認定証

世帯主と世帯の国保加入者全員が住民税非課税の世帯の人は、入院時の食事代が減額されます。入院する予定のある人は事前に申請し、「標準負担額減額認定証」（70歳以上の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付を受けてください。申請した月の初日から適用になります。

また、低所得Ⅱの人で、過去1年の入院日数（食事療養を受けた日数）が90日を超えた場合も申請してください。「長期該当」となり、食事代がさらに減額となります。

▼申請に必要なもの＝保険証・印かん（長期該当の申請をする場合は、入院日数のわかる領収書等）

区 分		食事代（1日あたり）
一般の加入者		780円
低所得Ⅱ（※） の人	過去1年の入院日数が90日未満（長期非該当）	650円
	過去1年の入院日数が90日以上（長期該当）	500円
70歳以上の被保険者で低所得Ⅰ（※）の人		300円

※低所得Ⅱ＝世帯主及び世帯の国保加入者全員が住民税非課税の世帯の人

低所得Ⅰ＝世帯主及び世帯の国保加入者全員が住民税非課税で、かつ各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる人

▼問い合わせ先＝保険課 国保給付係 ☎9134

パートナーからの暴力に困っていませんか？

なぜ、今、

ドメスティックバイオレンスか

1995（平成7）年第4回世界女性会議以来、国際的にも「女性に対する暴力」への関心が高まっています。

「女性に対する暴力」には、元恋人・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）、性犯罪、売春など、多様な形態があります。

生活の中で女性たちは、痴漢やストーカー、強姦、職場や学校でのセクシャル・ハラスメント、子どもへの性的虐待と、さまざまな暴力を受けています。でも、「スキがあったから」「抵抗しなかったから」とまるで暴力の被害を受けたほうが悪いかのように、女性にも非難が向けられます。被害を受けた女性たちの多くは、長い間沈黙を強いられてきました。

そして今、これらの暴力の根源にある過程の中の暴力を、「多くの人のに関わる事」「社会問題」として取り上げる動きが出てきました。従来、家庭や親しい男女間でふるわれる暴力は、夫婦喧嘩や恋人間のも



め事として、プライバシーを口実に隠されてきました。多くの女性たちが被害にあいながら、社会の奥深く隠されてきたDVが、今ようやく注目されようとしています。日本でも2000（平成12）年7月、女性に対する暴力防止のための基本的方策について提言した、男女共同参画審議会答申が出されました。

DVは、犯罪にもあたる行為であるとの認識を深めることが大切です。

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

▼問い合わせ先＝

人権擁護課 女性青少年係

☎9152

健康福祉課 保健衛生係

☎9132

# 少子・高齢化に対応した 新しい農業者年金に加入しましょう

老後の生活資金計画は万全ですか？  
豊かな老後生活を送るために、農業者年金に加入することを考えてみませんか？

## 新農業者年金制度の7つのメリット

### 1 確定拠出型で長期に安定した制度です。

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、その運用実績により受給額が決まる積立方式の確定拠出型年金です。そのため、加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度であり、また、運用利回りの状況等で保険料が引き上げられることもありません。

### 2 農業に従事する人だけが加入できます。

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は、誰でも加入できます。脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間に関わらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。旧制度の加入者で特例脱退した人も、60歳未満であれば加入できます。



専業



兼業



女性



後継者

### 3 保険料の額は自由に決められます。

毎月の保険料は2万円が基本ですが、最高6万7,000円まで、1,000円単位で自由に決められますので、農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。余裕がない時は、保険料負担を軽くしておき、余裕が出てきた時に積み増しすることも可能なのです。

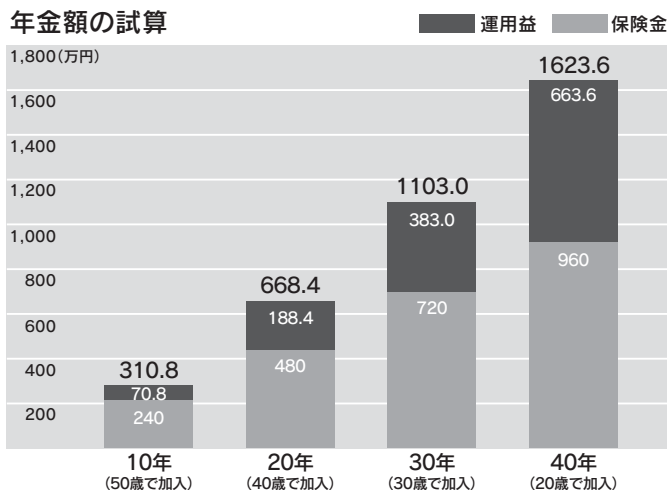
### 4 80歳までの保証がついた 終身年金です。

年金は終身にわたって受け取れますが、仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取るはずの年金（老齢年金）を、予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

### 5 早く加入するほど有利です。

加入期間が長いほど、複利効果等で運用益のアップが期待できます。

(右グラフ参照)



試算上の仮定  
保険料月額2万円、運用利回り65歳まで2%、65歳以降1.20%  
受取総額は農業者年金における65歳での平均余命が前提

## 6 税制面でも大きなメリットがあります。

保険料は全額（最高年額80万4,000円）、所得税の社会保険料控除の対象になります。（個人年金の場合、控除額の上限は5万円です）所得額が増えるほど地方税を含めた大きなメリットになります。また、預貯金では利子の20%が課税されますが、農業者年金の運用益は非課税です。さらに、受け取る年金についても、公的年金等控除の対象となります。

農業所得	政策支援加入者の場合の減税額			通常加入の場合の減税額		
	特例保険料（月額）			通常保険料（月額）		
	10,000円 （1万円の助成）	14,000円 （6千円の助成）	16,000円 （4千円の助成）	20,000円	50,000円	67,000円
300万円	14,600	20,600	23,600	29,400	73,500	98,600
600万円	31,200	43,800	50,100	62,400	156,000	209,200
900万円	34,800	48,700	55,800	69,600	173,500	226,700

※試算の前提条件＝ ・夫婦・子ども2人の世帯 ・農業所得は専従者給与差引後の金額  
 ・子ども2人は扶養 ・国民年金に加入

## 7 意欲のある担い手は保険料助成が受けられます。

経費を除いた農業所得が900万円以下で、60歳までに20年以上加入することが見込まれる人が、下の表の区分1～5のいずれかの条件を満たす場合には、基本保険料（2万円）のうち国から最高半額の助成（政策支援）を受けることができます。国民年金以外では、唯一国からの保険料助成がある政策年金で、35歳未満の若い人ほど有利です。ただし、政策支援を受けている間は、保険料は2万円に据え置かれ、増額することはできません。

### ● 保険料の助成対象者と助成額

区分	必要な条件	35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
2	認定就農者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
3	区分1又2の人と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす人で、3年以内に両方を満たすことを約束した人	6,000円（3割）	4,000円（2割）
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1に該当することを約束した後継者	6,000円（3割）	—

※保険料の助成は、35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、35歳以上は10年間を限度とし、通算して最大20年間受けられます。

### ● 農業者老齢年金と特例付加年金

新農業者年金には、政策支援を受けない年金（農業者老齢年金）と政策支援を受けた年金（特例付加年金）の2種類があります。

農業者老齢年金は、自分で支払った保険料に基づく年金部分であり、特例付加年金は、保険料の助成に基づく年金部分です。いずれも65歳からの受給が原則ですが、60歳からの繰り上げ受給ができます。特例付加年金は、経営継承の都合などで65歳を過ぎて受給開始することも可能です。

▼問い合わせ先＝農業委員会事務局 ☎ 9166



# 11月は国民年金制度推進月間です

明日のあなたをを考えて！  
年金はあなたが主人公です

私たちの暮らしにとって、かけがえのない公的年金の意義と役割や、その仕組みを理解していただくため、11月を「国民年金制度推進月間」と定め、関係者が一体となり、広報等により制度の推進に努めていきます。

これを機会に、年金制度の重要性について、ぜひ考えてみてください。

## 国民年金の加入者は次の3種類です

### 第1号被保険者

自営業、農林漁業等の人と、その配偶者、学生、家事手伝い等の人

### 第2号被保険者

厚生年金保険、共済組合に加入している人（会社員、公務員等）

### 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）

保険料を納めると次のような

メリットがあります

### 国の運営だから安心

生涯にわたり年金が支給されます。

### 万が一の時も安心

障害年金や遺族年金もあります。

### 公的年金だから有利

年金額の一部は国が負担しています。

### 税金面からも有利

納めた保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料は24時間365日  
納めることができます

国民年金保険料は、コンビニエンスストアの窓口や、インターネットを利用する方法でも納付することができます。

国民年金は生涯あなたを

サポートします

### 国民年金の給付（平成16年度）

#### 65歳になった時

#### 【老齢基礎年金】

年額794,500円

（保険料を40年納めた人）

老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間と免除された期間、及び合算対象期間を合わせて25年以上が必要です。

被保険者期間中の病気・ケガで

障害が残った時

#### 【障害基礎年金】

1級 年額993,100円

2級 年額794,500円

障害基礎年金は、原則として国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気・ケガで障害が残った時に支給されます。ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です。

妻・子を残して亡くなった時

#### 【遺族基礎年金】

合計額 1,023,100円

基本額 794,500円

加算額 228,600円

（子1人いる妻が受ける場合）

遺族基礎年金は、被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人等が、妻・子を残して亡くなった時、遺族（子のある妻又は子）が受け取ることができます。ただし、被保険者等が亡くなった場合は、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることが必要です。



保険料を納めることが困難な時  
所得（収入）が少ない人等

全額免除と半額免除の保険料免除制度があります。

・全額免除⇨保険料の全額（月額13,300円）が免除されます。

・半額免除⇨保険料の半額が免除されますので、残りの半額（月額6,650円）を納めます。

20歳以上の学生・生徒の人

在学中の保険料が猶予される学生納付特例制度があります。

申請⇨免除・学生納付特例制度の申請は、役場住民課窓口で行ってください。なお、前年の所得を確認する必要がありますので、毎年申請が必要になります。

#### ▼問い合わせ先

住民課 国民年金係

☎9127